

農業者による事業展開の促進

R4.2.25WGヒアリング 農林水産省提出資料
④農地の適切な利用を促進するための施策について
(農地所有適格法人の資金調達の円滑化について)

- 農業の成長産業化を図るには、農業者による活発な事業展開を促していく必要。
- 取組内容等に応じて、中心経営体による持続的な農地利用や認定農業者等による広域的活動・経営多角化等に対して、各種事業はもとより、融資面で後押しすることが重要。
- 法人においては、融資以外に、出資により資金を調達する場合があるが、法人の農地取得については、
 - ① 水管理・土地利用に支障が生ずるのではないか
 - ② 収益が上がらなければ、安易に農業から撤退するのではないか
 - ③ 農地を不適正利用（転用・転売、資材・産廃置き場化）するのではないか等を心配する声が存在。
- このため、出資に関連して、農地所有適格法人要件の議決権要件（非公開会社要件を含む）によって農業関係者による農業（農地等）の決定権を確保しているところ。

撤退



- ・平成27年に自社の原材料確保のためにリース方式で農業に参入
- ・栽培ノウハウの不足により、自社の品質基準を満たさない上、予定収量を確保できず撤退

違反転用



- ・平成18年に農業法人が農地を取得したが、現在、その一部について隣接地所有者が砂利を敷き、駐車場として利用されている状況

農地所有適格法人（農地を所有できる法人）

1. 法人形態 株式会社（非公開会社）、農事組合法人、持分会社
2. 事業内容 主たる事業が農業（関連事業を含む）
3. 議決権 農業関係者※が総議決権の過半を占めること
(※) 法人の行う農業に常時従事する個人
法人に農地の権利を提供した個人
法人に農作業を委託している個人
地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会 等
4. 役員 ①役員の過半が農業に常時従事（年間150日以上）すること
②役員又は重要な使用人が1人以上が農作業に従事（年間60日以上）すること

「人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）」
（令和3年5月25日農林水産省公表）

4 人の確保・育成

（5） 農業者による事業展開の促進

- ② 地域に根差した農地所有適格法人が、地元の信頼を得ながら実績をあげ、さらに農業の成長産業化に取り組もうとする場合、農業関係者による農地等に係る決定権の確保や農村現場の懸念払拭措置を講じた上で、出資による資金調達を柔軟に行えるようにする。

「人・農地など関連施策の見直しについて」
（令和3年12月24日農林水産省公表）

- 農地所有適格法人の出資による資金調達については、本年6月の閣議決定を踏まえ、懸念払拭措置等を引き続き検討

※ 「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）

3. 成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革
（9）農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化

【令和4年措置】

農林水産省は、地域に根差した農地所有適格法人が、地元の信頼を得ながら実績をあげ、さらに農業の成長産業化に取り組もうとする場合、農業関係者による農地等に係る決定権の確保や農村現場の懸念払拭措置を講じた上で、出資による資金調達を柔軟に行えるようにする。

※ 「当面の規制改革の実施事項」（令和3年12月22日規制改革推進会議）

5. 地域産業活性化

- イ 農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化

【令和4年措置】

農林水産省は、地域に根差した農地所有適格法人が、地元の信頼を得ながら実績をあげ、さらに農業の成長産業化に取り組もうとする場合、農業関係者による農地等に係る決定権の確保や農村現場の懸念払拭措置を講じた上で、出資による資金調達を柔軟に行えるようにする。特に、意欲的な若者による農業ベンチャー等の更なる成長や、事業の拡大を企図する農業者が自ら望む場合に、資金調達手段を柔軟に選択できることの必要性に鑑み、令和3年6月の閣議決定を踏まえ、懸念払拭措置等を引き続き検討する。